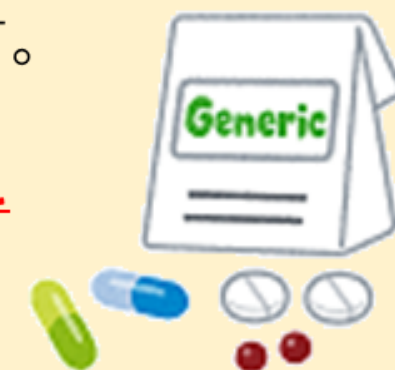


令和6年10月から、一部先発医薬品の自己負担額が増えます

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価差額の4分の1相当を、通常の医療保険自己負担に加え†特別の料金としてお支払いいただきます。
- 公費負担医療の対象であっても、希望により先発医薬品の処方を行った場合は、同様に特別の料金をお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はいただきません。



† 特別の料金とは 先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います

例) 先発医薬品の価格が1錠**500円**、後発医薬品の価格が1錠**100円**の場合、差額400円の4分の1である**100円×税＝110円**を、通常の1～3割の自己負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。